### 特定空家等に対する措置等の状況について

- 1 本市における特措法関連の取組状況について ※平成27年5月26日(特措法施行日)から令和4年1月31日まで
  - (1) 特定空家等の認定状況について

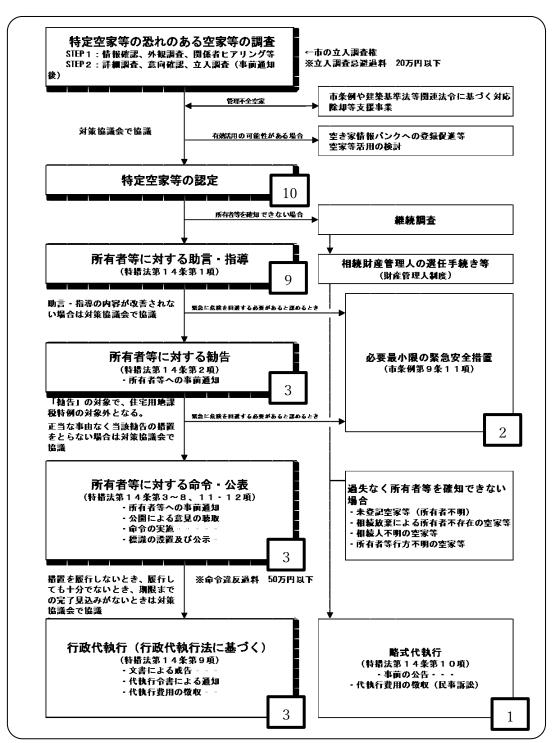
特定空家等数

10 (うち住宅10、非住宅0)

現存数

0

(2) 特定空家等の措置状況について



### 2 特定空家等に対する行政代執行について(報告)

#### (1) 建物の概要

特定空家等⑦ 射水市港町地内、住宅、木造2階建、150.19 ㎡

特定空家等⑧ 射水市港町地内、住宅、木造2階建、123.96㎡

特定空家等⑨ 射水市港町地内、住宅、木造一部鉄筋コンクリート造2階建、 158.36 ㎡

## (2)建物の状況

同一所有者が横並びの3棟の空き家を所有。いずれも建物の損傷が著し く、建物内部に大量のゴミが放置されている。

# (3) 所有者

建物所有者1名(県内他市在住、50歳代男性)、一部借地

# (4) 経緯

平成30年3月 市から所有者への指導開始

令和3年1月 特定空家等に認定、特措法に基づく「指導」開始

令和3年2月 第6回 射水市空き家等対策協議会にて協議。所有者による対応がなされない場合に行政代執行を実施する事務局案を了承。

令和3年4月 特措法に基づく「勧告」の実施

令和3年7月 特措法に基づく「命令」、行政代執行法に基づく「戒告」 の実施(対応期限:10月29日)

令和4年1月 行政代執行による解体工事に着手

令和4年3月 解体工事終了

## (5) 現況写真

#### 解体前(令和3年1月)





解体後(令和4年3月)





- 3 特定空家等に対する措置について(報告)
- (1) 建物の概要 特定空家等⑩ 射水市海老江地内、住宅、木造2階建、150.19 m<sup>2</sup>
- (2) 建物の状況 大雪により家屋が大きく損傷し、倒壊の恐れが極めて高い状態。
- (3) 所有者 建物の所有者を確知できない (登記名義人に対して相続人全員が相続放棄) 土地は借地

# (4) 経緯

令和3年2月 大雪により家屋が大きく損傷。 令和3年3月 特措法に基づく立入調査を実施。特定空家等に認定。

緊急安全代行措置による危険除去を実施。

登記名義人に対して相続人全員が相続放棄しているこ 令和4年7月 とを確認。危険除去のため残資材を撤去。

# (5) 現況写真 解体前(令和3年2月)





#### 解体後(令和4年7月)

